

女性活躍推進法に基づく一般行動計画

社会福祉法人 梅寿会

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第 8 条に基づき、次のように一般事業主行動計画を策定する。

1. 計画期間

令和 6 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 3 1 日までの 3 年間

2. 内 容

目標 1：令和 8 年度末までに、男女とも平均勤続年数を 1 年以上延長する。

<取組内容>

- 令和 6 年 6 月～ 過去 3 年の平均残業時間を部署ごとに確認
- 令和 6 年 7 月～ 育児休業及び介護休業からの復職者に対し、上司、人事担当者による面談を年 1 回開催
- 令和 7 年 7 月～ ワークライフバランスについての研修会を実施する。

目標 2：仕事と子育てに励む男女職員の声の紹介などにより、子育て期の職員が活躍できる職場であることをホームページ等で広報する。

<対策>

- 令和 6 年 1 0 月～ 子育て期の男女労働者の聴き取りによる状況確認をする
- 令和 7 年 6 月～ ホームページ等に子育て期の労働者を紹介する

目標 3：男女の育児休業取得の促進に向けて、管理職員を対象にした意識改革や職場マネジメントに関する研修を実施する。

<対策>

- 令和 7 年 7 月～ 子育て期の職員の把握
- 令和 7 年 1 0 月～ 管理職を対象とした意識改革のための研修会を実施する